

令和5年度

第3回木更津市史編集委員会

日 時 令和6年3月18日（月）

午後2時から

場 所 木更津市役所朝日庁舎 多目的室B

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 教育長あいさつ

4. 協議事項

議題1 「木更津市史刊行計画」刊行内容の変更について

5. 報告事項

- ・『木更津市史 史料編4 古代』の刊行および『木更津市史 自然編 資料』の公開について
- ・令和5年度部会長会議結果報告

6. 閉 会

木更津市史編集基本構想及び基本方針

平成27年3月策定

平成29年4月改正

令和元年7月改正

令和2年9月改正

令和3年9月改正

令和5年9月改正

1. 策定の趣旨

木更津市基本構想「魅力あふれる 創造都市 きさらづ ～東京湾岸の人とまちを結ぶ 躍動するまち～」の実現を図るため、木更津市史編集の基本構想及び基本方針を策定し、新しい『木更津市史』（以下『新版』という。）を編集します。

本市の基本構想は、『人』『結ぶ』『創造』『躍動』の基本理念に基づき、「まちを支える人づくり」として先人たちから大切に受け継がれてきた木更津ならではの貴重な文化を大切に守りいかし、次世代に継承していくことで、市民がふるさとにより深い誇りと愛着を持てるまちづくりをめざします。

また「市民文化の充実」に示された、歴史・文化・芸術にふれあえる機会の提供等を通じて、市民生活にうるおいをもたらすとともに、郷土愛の醸成を図ることを目的としています。

木更津市は、定住・交流人口の増加や企業誘致の推進など、地域の活性化に大きく寄与する東京湾アクアラインをはじめ、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道が結節していることから、都心や羽田空港、成田空港などへのアクセス性に優れた地域特性を備えています。

また、かずさDNA研究所などのバイオ先端技術産業分野の研究開発拠点等が整備されたかずさアカデミアパークや、大学・高等専門学校と6つの高等学校など研究・教育環境も充実しています。

その一方で、東京湾最大級の盤洲干潟や豊かな緑が広がる上総丘陵、金鈴や飾大刀など国の重要文化財に指定される金鈴塚古墳出土品、木更津港を中心に花開いた江戸前文化など、様々な地域資源を有しています。

こうした木更津市基本構想の実現を図るとともに、地域的特性や地域資源など木更津市の魅力をあらわし、後世の市民に誇ることのできる『新版』を編集します。

2. 『新版』の編集の目的

『新版』の編集の目的は以下のとおりとします。

- (1) これまで、戦後の混乱期を乗り越え、市制施行10周年にあたる昭和27年度に『木更津郷土誌』（以下『郷土誌』という。）を刊行しました。その後、昭和47年度の市制施行30周年に『木更津市史』（以下『旧版』という。）、旧富来田町と合併後の市制施行40周年をむかえた昭和57年度に『木更津市史富来田編』（以下『富来田編』という。）を刊行しました。そして、平成24年度には、『新版』の編集の先駆けとして、市制施行70周年記念『図説 木更津のあゆみ』（以下『木更津のあゆみ』という。）を刊行しております。しかしながら、『郷土誌』『旧版』『富来田編』『木更津のあゆみ』は、自然・文化・歴史をコンパクトにまとめたものであり、全てのデータを網羅したものではありませんでした。

東京湾に面して立地し、古くから海上交通の要衝として栄えてきた木更津市は、国際的な

交流都市として、多くの資料が残されています。こうした資料を最新の学問成果に基づいた全国的視点に立った『新版』の編集を進めます。

- (2) 『新版』の編集は、『木更津のあゆみ』の成果と、新たに調査し、収集する資料をもとに本市基本構想の目標年次にあたる令和12年度(西暦2030年)にかけて事業を遂行します。
- (3) 『新版』の編集は、市内の地域的特性を踏まえ、市民の地域的連帯感やふるさと意識、市民意識の高揚を図り、今後のまちづくりにいかします。
- (4) 『新版』を刊行して、本市の伝統文化・歴史を再確認し、文化的・歴史的遺産の散逸・消滅を防ぐとともに、それらを次世代に受け継ぎながら木更津市の発展と文化の向上に寄与します。
- (5) 『新版』を刊行して、豊かな自然を再確認し、環境への関心を高め、自然と共生した潤いある生活にいかします。
- (6) 『新版』の編集をととして、本市の歴史・文化・自然に関する情報を全国へ発信し、魅力ある木更津を紹介します。

3. 『新版』の編集の方針について

『新版』の編集は、以下の基本的な方針に基づき行うこととします。

- (1) 昭和27・47・57年度及び平成24年度に刊行された『郷土誌』『旧版』『富来田編』及び『木更津のあゆみ』をはじめ、これまでの市内外の諸研究を参考とするとともに、各学問分野における最新の成果を盛り込み編集します。
- (2) 広く市民に親しまれ、まちづくりや生涯学習、学校教育等で活用される『新版』を編集します。
- (3) 各分野の専門家の執筆により、質の高い学問レベルに耐えうる内容を保ちながら、平易な文章で読みやすい『新版』を編集します。
- (4) 写真や図版を多く取り入れるほか、デジタルコンテンツ等のニューメディア（以下「デジタルコンテンツ等」という。）を活用して『新版』の編集に取り組み、広く市民が親しみやすかつ利用しやすい『新版』を編集します。
- (5) 木更津の地域的、経済的、歴史的、文化的な特性に配慮し、地域に生きる人々の視点を踏まえながら編集します。
- (6) 資料は、市内の状況を踏まえながら市内外から広く収集し、有形のものだけでなく、伝承や年中行事など無形のものにも配慮して収集します。
- (7) 編集の過程で調査、収集した資料は、適正に保存、管理するとともに、郷土博物館金のすずにおける展示や講演会、木更津市史編さん事業公開講座などあらゆる機会を通じて、広く市民に公開して活用に努めます。

4. 『新版』の内容、構成、**刊行**について

- (1) 『新版』は、木更津市の歴史を通史的に記述する「通史編」、基本史料をまとめた「史料編」、海や山地、町などの生活や信仰、年中行事に関する風俗慣習など地域の特性や地域相互の関連性を明らかにする「民俗編」、木更津の特徴ある自然を記録する「自然編」で構成し、以下のような内容で編集します。

ア. 通史編は5冊（「原始・古代編」「中世編」「近世編」「近代編」「現代編」）とし、時代区分及び主な内容は別表1のとおりとします。

イ. 史料編は9冊（「考古編1」「考古編2」「考古編3」「古代編」「中世編」「近世編1」「近世編2」「近現代編1」「近現代編2」）とします。

ウ. 民俗編は総論1冊、資料編は市内を4つ（①旧木更津町・旧真舟村、②旧金田村・旧巖根村・旧波岡村のうちの小浜・畑沢、③旧清川村・旧中郷村、④旧馬来田村・旧富岡村・旧鎌足村・小浜畑沢を除く旧波岡村）に区分して地区ごとの報告書を編集し、無形民俗文化財についてはデジタルコンテンツ等を活用して編集します。また、総論の主な内容は別表2のとおりとします。

エ. 自然編は総論1冊の主な内容は別表3のとおりとし、資料編1冊はデジタルコンテンツ等を活用して編集します。

(2) その他の刊行物及びデジタルコンテンツ等を活用したものを以下のような内容で編集します。

ア. 資料目録・索引は4冊とし、通史編、史料編、民俗編及び自然編（以下「本編等」という。）の刊行後に編集します。

イ. デジタルコンテンツ等の作成は民俗編で4編（国の記録選択無形民俗文化財「中島の梵天立て」千葉県指定文化財「木更津ばやし」木更津市指定無形民俗文化財「桜井の獅子舞と市内の獅子神楽」、「八剣八幡神社の祭礼」）、自然編で3編（「大地・気候」「植物」「動物」）、考古編1編、中世編1編、近世編1編、近現代編1編とします。

ただし、市史編集委員会においてデジタルコンテンツ等の作成の対象を追加する場合は、別に協議します。

ウ. 本編等に掲載した写真や図版を活用したWeb版『木更津市史』を作成します。

エ. 定期刊行物として、調査・収集した資料を公表するための『木更津市史研究』と『木更津市史編さん事業公開講座記録集』を編集します。

(3) 本編等の発行部数、有償、無償の別及び価格等については、発行の都度、別に定めます。

5. 編集期間及び刊行計画について

(1) 編集期間は、本市基本構想の目標年次にあたる令和12年度（西暦2030年）を目途に実施します。

(2) 刊行計画は、別表4のとおりとします。

6. 市史編集組織について

(1) 編集にあたっては、『新版』の内容や刊行計画、編集方針などを審議する市史編集委員会を中心に、資料調査及び執筆など具体的に活動する部会を設置して、『新版』の編集を行います。

(2) 部会は、別図1のとおりとします。

(3) 学校や研究機関あるいは個人の郷土研究者など、木更津の自然や歴史に関して深い学識を有する方々から、編集についての指導、助言や連携を得られるよう開かれた組織体制を取ることを考慮します。

7. 市民協働について

『新版』の編集にあたっては、生活する市民の視点から編集を行うため、以下の方針により市民協働を進めるものとします。

(1) 市民や地域、学校や研究機関などと協働し、豊かな自然を再確認し、歴史を掘り起こすことに努めます。

- (2) 市民や地域、学校や研究機関などと連携して木更津市史編集事業の普及に努めるとともに、次世代に向けた人材育成を図ります。

8. その他

『新版』の内容及び構成、あるいは編集期間または刊行計画などは、資料の収集状況や資料調査の進捗状況、財政状況などを勘案して見直しを図ります。

別表 1 『木更津市史』通史編刊行内容

原始・古代編	2編に分けて構成し、第1編は旧石器時代から古墳時代の前方後円墳が終焉するまでの日本の成り立ちと、房総半島での木更津の位置付け。第2編は天皇を中心に律令に基づく国家運営が萌芽し始める飛鳥時代頃から奈良・平安時代を中心に、特定の貴族や寺社が領有する荘園、国府が支配する公領が成立する荘園公領制が始まるまでの政治・社会・文化などの諸様相の中での木更津について記述します。
中世編	荘園公領制の成立した11世紀の終わり頃から、1590（天正18）年の豊臣秀吉による小田原合戦を経て全国統一するまでを関東の中で木更津の位置づけを意識しながら、鎌倉時代、南北朝・室町時代、戦国時代の3編に分けて構成し、鎌倉幕府と房総武士団のかかわりや、庶民、江戸湾の物流と湊町をめぐる争い、真里谷武田氏や戦国大名に成長した里見氏などを記述します。
近世編	徳川家康の関東入府から、江戸時代を中心にして幕末までを、領主支配の諸相、村や町の様子、海浜・山野・河川での人々の営み、漁業や農産加工業、交通や物資の流通、さまざまな身分と人々の日々の暮らしや信仰、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。
近代編	明治維新の変革期から、明治、大正、昭和（太平洋戦争まで）の3編に分けて構成し、政治、行政、産業・経済、社会・文化、教育、市民の暮らし、戦争、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。
現代編	昭和（戦後）、平成の2編に分けて構成し、政治、行政、産業・経済、社会・文化、教育、市民の暮らし、文学や美術などについて記述します。また木更津出身者による市内外での活動も含めて記述します。

別表2 『木更津市史』民俗編 総論刊行内容

民俗編	木更津、金田、岩根、中郷、清川、真舟、波岡、鎌足、富来田の旧町村に区分して、地区ごとの特性や地域相互の関連性を明らかにします。また、海や台地、町などの生活の舞台、さらに①町村制、②族制、③生産と生業、④交通・交易、⑤衣・食・住、⑥人の一生、⑦信仰、⑧年中行事、⑨祭と芸能（口承文芸含む）、⑩遊びと娯楽、⑪方言などのテーマを設定して記述します。
-----	---

別表3 『木更津市史』自然編 総論刊行内容

自然編	木更津の大地誕生以来の地域の地質、地形などの変遷と現況を記述します。また、原始・古代から人間の営みと自然がどのようにに関わり、現在の自然が形成されたかを外来種の侵入・拡散の状況も含めて、河川、海浜、山間部などの環境別に区分して①気候、②大地、③植物、④動物、⑤人と自然などのテーマを設定して記述します。
-----	---

● は本編の刊行年度

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
市史研究																					
公開講座記録集																					
木更津市史編さんだより																					
自然編(総論)																					
自然編(資料編)																					
史料編1(考古編1)																					
史料編2(考古編2)																					
史料編3(考古編3)																					
史料編4(古代編)																					
史料編5(中世編)																					
史料編6(近世編1)																					
史料編7(近世編2)																					
史料編8(近現代編1)																					
史料編9(近現代編2)																					
通史編1(原始古代編)																					
通史編2(中世編)																					
通史編3(近世編)																					
通史編4(近代編)																					
通史編5(現代編)																					
民俗調査報告書																					
民俗編(総論)																					
民俗・芸能デジタルコンテンツ作成																					
目録・索引1～4(通史・史料編)																					
Web版作成・公開																					
刊行物数									2		2	4	1	3	2	2					

別図 1 木更津市史編さん部会

考古部会
古代部会
中世部会
近世部会
近現代部会
民俗部会
自然部会
デジタル作業部会

部会長会議決定事項

- ・令和7年度は市史の刊行はない。
- ・石造物は近世までは考古、近現代以降の石造物は近現代と民俗双方で取り扱い、中身についてはそれぞれの部会で扱う。文化財も各々の部会で扱う。建物、写真、絵はがき、市全図、文化財一覧は目録索引の巻に入れる
- ・巻頭には表紙、市長あいさつ(発刊のことば)、教育長あいさつ(発刊に寄せて)、編集委員長あいさつ(刊行にあたって)、目次、巻末には執筆者及び協力者一覧(関係機関一覧含む)、あとがき(部会長)、奥付、何処かには入れるものとして凡例、参考文献、出典及び所蔵一覧
- ・タイトル変更(自然編 資料、史料編1 考古1...史料編4 古代...通史編1 原始古代...)
木更津市史と〇〇編と××(部会名)の間にはスペースを入れ、字の大きさは木更津市>××>〇〇の順。
- ・資料編、史料編については調査費(一人につき1ヶ月4回程度)で、通史編については執筆料(1ページ4000円、ただし一人につき1ヶ月あたり2回まで調査費あり)で支払う。
- ・「著作物の利用に関する覚え書」について部会長会議で検討
- ・編さん委員の新規選定及び継続判断については部会長と事務局で協議(新規選定は部会長推薦の上、事務局で判断、継続は部会長判断の上、事務局確認)

『木更津市史』刊行計画

※ 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035
は、継続業務 ● は本編の刊行（公開）年度

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
市史研究																					
公開講座記録集																					
木更津市史編さんだより																					
自然編																					
自然編 資料																					
史料編1 考古1																					
史料編2 考古2																					
史料編3 考古3																					
史料編4 古代																					
史料編5 中世																					
史料編6 近世1																					
史料編7 近世2																					
史料編8 近現代1																					
史料編9 近現代2																					
通史編1 原始古代																					
通史編2 中世																					
通史編3 近世																					
通史編4 近代																					
通史編5 現代																					
民俗調査報告書																					
民俗編																					
民俗・芸能デジタルコンテンツ作成																					
目録・索引1～4(通史・史料編)																					
Web版作成・公開																					
刊行物数									2		0	4	1	3	2	2					

※題名を変更します。

※『史料編5 中世』『史料編8 近現代1』は2025年度には刊行できません。『自然編 資料』は2024年度冊子体を刊行します。

「木更津市史」の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書

木更津市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、甲が作成する「木更津市史」の原稿として乙が甲に提出する論文、図版、写真その他の乙の著作物（以下「本件著作物」という。）を甲が利用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（「木更津市史」の内容）

第1条甲が作成する「木更津市史」は、木更津市史編集基本構想及び基本方針（平成27年3月策定）に基づく刊行物及びその他デジタルコンテンツ等を活用したものとする。

（本件著作物の著作権）

第2条乙は、本件著作物の著作権及び著作者人格権を有する。

（「木更津市史」の編集著作権）

第3条甲は、本件著作物及び乙以外の者から「木更津市史」の原稿として甲に提出された論文、図版、写真その他の著作物を選択し、又は配列して「木更津市史」を作成することができる。

2前項の規定により作成された「木更津市史」が著作権法（昭和45年法律第48号）第12条第1項に規定する編集著作物となったときは、当該著作物の著作権は甲に帰属する。

（改変等）

第4条甲は、「木更津市史」を作成するに当たり、本件著作物について、変更、切除その他の改変（以下「改変等」という。）をすることができる。この場合において、当該改変等は別に定める木更津市史編集基本構想及び基本方針、木更津市史執筆要項、木更津市史研究執筆要項、木更津市史編さん事業公開講座記録集編集要項及びWeb版「木更津市史」公開にあたっての基本的な考え方に規定する範囲においてするものとする。

（複製）

第5条甲は、第3条第1項の規定により作成した「木更津市史」を複製することができる。

（譲渡）

第6条甲は、前条の規定により複製した「木更津市史」を譲渡により公衆に提供することができる。

（公衆送信等）

第7条甲は、第5条の規定により複製した「木更津市史」について、インターネット等を通じて公衆に送信することができる。

2甲は、前項の規定により公衆に送信された「木更津市史」について、テレビジョン受信機等の受信装置を用いて公に伝達することができる。

（翻訳及び翻案）

第8条甲は、本件著作物（第4条の規定により改変等をされたものを含む。以下同じ。）について、翻訳し、及び要約することができる。この場合において、甲は、「木更津市史」の広報活動を行うために本件著作物を要約する場合を除き、乙の承諾を得るものとする。

（行為の行使の対価）

第9条甲は、第4条から前条までに規定する甲の行為の行使について、甲と乙が別に定める原稿料を除き、乙に対し、何らの金員を支払わないものとする。

（本件著作物の転載等）

第10条乙は、甲が「木更津市史」を公表する前に本件著作物を公表する場合又は第3条に規定する甲の編集著作物となった「木更津市史」の一部を転載するときは、事前に甲の承諾を得るものとする。

（氏名の表示）

第11条甲は、本件著作物の著作権者として乙の氏名を表示する。ただし、「木更津市史」の広報活動を行うために本件著作物の一部を使用する場合には、乙の氏名の表示を省略することができる。

（協議）

第12条この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県木更津市富士見一丁目2番1号

木更津市

代表者 市長渡辺芳邦

乙